

北上高地  
緑の回廊設定方針

令和4年3月 制定

東北森林管理局

## 北上高地緑の回廊設定方針

### 1 緑の回廊の位置及び区域

#### (1) 設定の目的

東北森林管理局では、国有林野の管理経営に当たり、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、これまで自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的として早池峰山周辺森林生態系保護地域等の保護林を設定するなど、優れた自然環境の保護・保全に努めてきたところである。

一方、近年、世界的に環境問題が叫ばれる中で、個体群の減少とそれに伴う遺伝的変異の減少による生物種の絶滅防止など生物多様性の保全に向けた新たな取り組みが求められている。

また、それぞれの地域における自然環境は、多種多様な生態系が特徴ある景観を形成し、広域的に連続して展開しているため、本来の生態系の多様な機能を支える自然の連続性を確保することが必要である。

このようなことから、国有林野においては、これまで以上に、森林生態系を保全するとともに、人と自然との共存を図るため、保護林の指定・拡充に加え、野生動植物の生息・生育地の広域的なつながりを確保して、個体群の交流を可能にし、種の保存、遺伝資源の保護などの取組を行う必要がある。

このため、当局では、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的に設定している保護林の機能を高度に発揮させるため、この保護林を連結する「緑の回廊」を北上高地において設定することとし、森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保護・保全を図り、もって、生物多様性の維持に資するものとする。

#### (2) 位置及び区域の概定に当たっての考え方

北上高地における「緑の回廊」の設定に当たっては、次の事項を踏まえて、位置及び区域を概定する。

- ① 基本的には、概ね北上高地の分水嶺沿いに設定することとする。ただし、国有林野の賦存状況を考慮し、連続性に配慮することとする。
- ② 森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものとなるよう設定する。
- ③ 原則として、保護林間を連続的に連結することを基本とする。ただし、国有林野の賦存状況、保護林の設定状況等により困難な場合には、不連続な形状も可能とする。

なお、北上高地は、古くから牛馬の放牧が行われるなど林地が高度に利用されてきた地域であることから、設定に当たっては、そのような地域特

性を踏まえた設定となるよう努めつつ、必要に応じて保護林の新設を行うとともに、民有林との連携も視野に入れることとする。

### (3) 区域の設定に当たっての考え方

#### ア 区域の選定

緑の回廊の区域の設定に当たっては、(2)により概定した位置及び区域について、次の事項を勘案して選定する。

- ① 生息・生育地間を効率的かつ効果的に連結させるため、極力、複雑な形状を避け、最短距離で連結する。
- ② 保護林と緑の回廊との接続部の森林は、極力、林相が同質なものとなるよう配慮する。
- ③ 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所を出来るだけ含むよう配慮する。
- ④ 緑の回廊の設定に当たり、既存の権利関係等については次による。
  - ・基本的に、貸地に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外する。ただし、採草放牧地が生物多様性の維持にも重要な役割を果たしていることも踏まえ、緑の回廊の幅が十分確保できない場合、既存の権利関係を前提に、採草放地の貸地について緑の回廊への編入を検討する。
  - ・分収造林、分収育林地及び共用林野については、現行の権利関係を前に緑の回廊への編入を検討する。

#### イ 着目する野生生物種

着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。特に緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意するものとする。

#### ウ 幅と長さ

緑の回廊の幅は、分布が限られた稀少な固有種や絶滅が危惧される種に優先的に着目する必要があると判断される場合を除き、幅 2km を目安として設定することとする。

また、当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ（規模、形状等）を確実に確保するものとする。

#### エ 民有林等との連携

緑の回廊のルート上で民有林や県立自然公園が介在する地域が生じること踏まえ、関係機関の理解と協力を得るよう努めるものとする。

オ 緑の回廊に設定する林小班  
別紙のとおり。

## 2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

### (1) 伐採に関する事項

ア 基本的には、それぞれの森林の機能類型の基準により伐採を行い、針葉樹、広葉樹に極端に偏らず、林齢や樹冠層の多様化を図ることとする。ただし、水源涵養タイプにおける伐採については、次の各項目内容に留意するものとする。

#### ① 天然林

森林生態系への影響を最小限にするため、原則として、択伐とする。

#### ② 人工林

アカマツについては、現行どおり、母樹保残や帯状により伐採する。

スギやカラマツについては、概ね複層伐とし、多様な樹種や複数の階層からなる天然林への誘導を図る。

#### ③ 分収造林、分収育林、薪炭共用林野については、現行の取り扱いどおりとする。

イ 伐採箇所を選定や伐採時期については、野生動植物の生息・生育に影響しないよう配慮する。

ウ 営巣などに重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。

エ 餌場を確保するため、必要に応じ小規模な伐採を実施する。

### (2) 更新・保育に関する事項

ア 更新は画一的に行わず、必要に応じ採餌木の植栽を実施する。

イ 各種保育作業に当たっても画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成を図るとともに、野生動物の餌となるヤマブドウ、ミツバアケビ等のツル類を植栽木の支障とならない範囲で保残する。

ウ 更新・保育の実施に当たっても野生動植物の生息・生育に影響しないよう配慮する。

## 3 緑の回廊の管理に関する事項

### (1) 管理に関する事項

管理については、各種法規制等によるとともに、以下に留意するものとする。

ア 緑の回廊の巡視や一般の入林者に対する普及啓発に努める。

イ 林地開発行為等への対応として、設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについて、上記1の(3)

イ「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。

ウ 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国民への理解を深めるための取り組みや森林環境教育の場としての活用を実施する。

(2) 施設の整備に関する事項

治山施設、観察施設の設置に当たっては、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないように配慮する。

4 緑の回廊のモニタリング

(1) 実施体制

林学、生態学、遺伝学等について学術的知見を有する者の協力を得るとともに、必要に応じ自然保護団体等の協力を得る。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果については、県の関係部局、大学、研究機関に情報提供を行う。

(3) モニタリング結果の活用

モニタリングの結果により得られた知見については、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとし、モニタリングの結果、既設の緑の回廊の区域を変更すべきと判断される場合には区域の見直し等を行う。

(4) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認する。

5 その他留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

担当者に対する研修の実施等を行う。

(2) 普及啓発

国有林における「緑の回廊」の設定から得られた知見については、民有林における森林生態系に配慮した森林施業の実施等に活用できるよう、県や市町村等に対する情報提供を行う。

(3) その他

緑の回廊の設定、管理等を適切に行うため、環境省等関係行政機関、地方公共団体等との連携に努めることとする。